

1 目的

博物館常設展示室内には映像コンテンツ等を掲示する機器類が計64箇所設置されており、平成19年の開館から10年に渡り継続して使用しているが、経年劣化による不具合箇所が年々増加している。

そこで本修繕業務では、不具合のある機器を入れ替え、コンテンツを新しい機器でも問題無く動作するよう修正及びセットアップすることにより不具合箇所の修繕を行う。

2 業務の仕様

当館常設展示室の情報設備機器を、以下のとおり修繕する。

- ①タッチパネル式コンテンツ掲示機器（15箇所、別紙参照）のPCおよびタッチパネルを下表の機器に入れ替えるとともに、コンテンツを当該機器でも動作するよう修正し、セットアップする。
- ②動画再生用17型液晶パネル（1箇所、別紙参照）を下表の機器に入れ替えるとともに、コンテンツを当該機器でも動作するよう修正し、セットアップする。
- ③壁掛け式動画再生20インチ液晶モニタ（2箇所、別紙参照）を下表の機器に入れ替えるとともに、コンテンツを当該機器でも動作するよう修正し、セットアップする。

品名	規格	数量	備考
PC	EPSON EndeavorST190E ※ハードウェア6年保守 (ないし、同等の機器)	15台	①タッチパネル式コンテンツ
タッチパネル液晶ディスプレイ	ProLite 17型抵抗膜タッチ方式スタンドタイプタッチパネル液晶ディスプレイ(ないし、同等の機器)	15台	①タッチパネル式コンテンツ
17型液晶パネル	17型スクエア液晶(保護ガラスフィルター付)LCD-AD173SESW-P (ないし、同等の機器)	1台	②動画再生用17型液晶パネル
20インチ液晶モニタ	国内ブランド20インチICレコーダ再生液晶モニタ	2台	③壁掛け式動画再生モニタ
コネクタ	コンポジット変換コネクタ	2台	③壁掛け式動画再生モニタ
アングル	壁掛け用ディスプレイアングル	2台	③壁掛け式動画再生モニタ

※ 同等の機器を使用する場合は、県担当者の確認を受けること。

3 その他の仕様

- ① 納入品は新品とする。
- ② 設置・設定作業を行い、同作業にかかる全ての必要経費については落札者にて負担すること。
- ③ 現行機器や取替に伴う廃材等の処分については、受託者にて法令に基づき、適切に行うこと。

- ④ 引き渡しの際、操作方法や保守管理方法等の説明を行い、操作マニュアル等を提出すること。
- ⑤ 作業にあたっては当館と十分打ち合わせのうえ、他の設備等への破損等が生じないよう養生を行い、補修が必要となった場合は受託者の責任で適切に対処すること。
- ⑥ 本仕様書に記載されていない事項については当館担当職員と協議して定めること。

4 納入場所 沖縄県立博物館・美術館（沖縄県那覇市おもろまち3-1-1）

5 納入期限 令和元年9月30日

6 再委託の禁止について、

- (1) 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。
- (2) 「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。
ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。
- (3) 本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。
また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。
- (4) 契約の一部を第三者に委任し、又は請負させようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。
ただし、「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負させるときはこの限りでない。

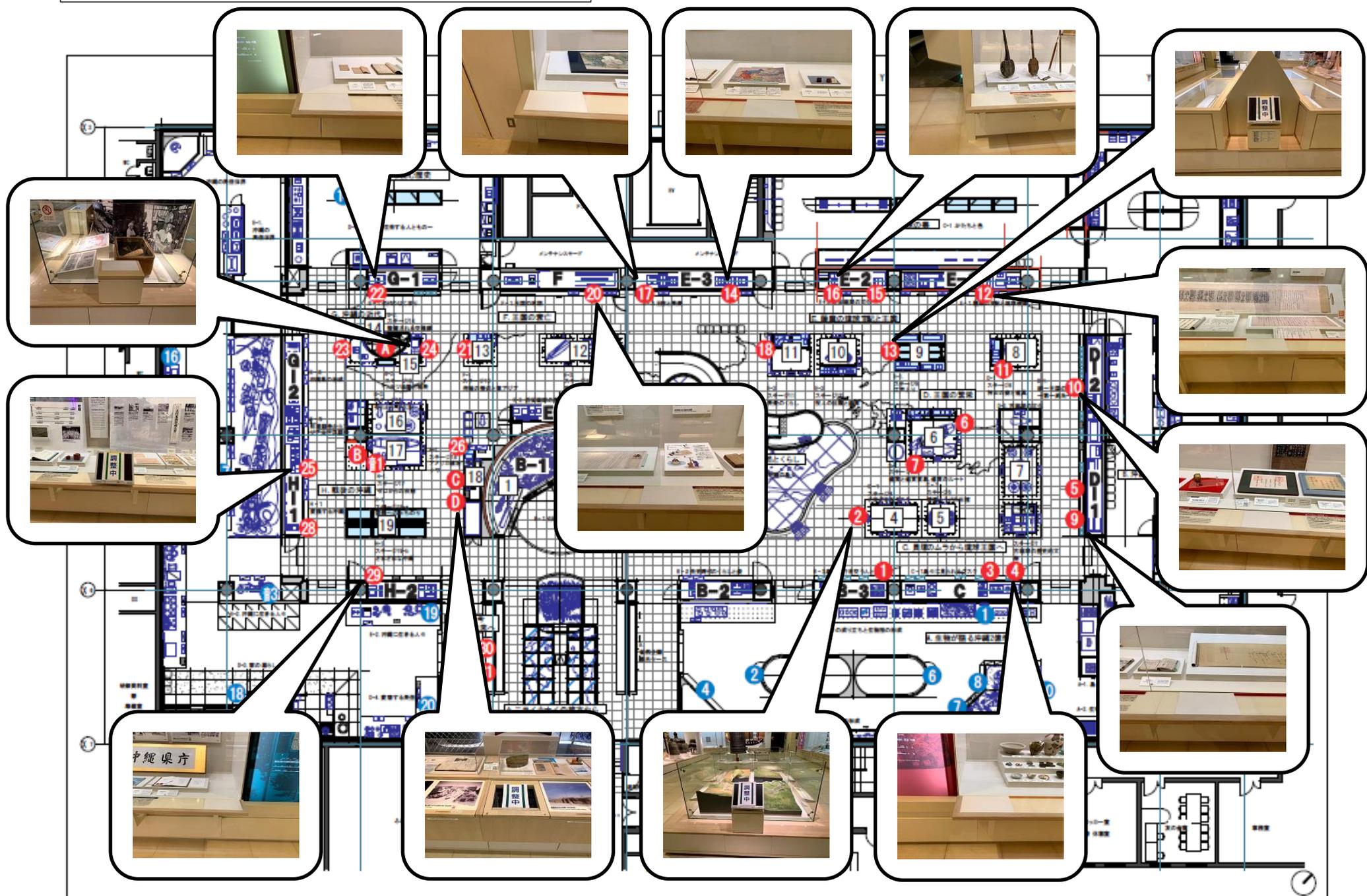
契約の主たる部分とは下記のとおり

- ・ 契約金額の50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

その他、簡易な業務とは下記のとおり

- ・ 資料の収集、整理
- ・ 複写、印刷、製本
- ・ 原稿、データの入力及び集計

修繕予定箇所（PC およびタッチパネル）の配置図



修繕予定箇所（液晶モニタ）の配置図

